

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第五百二十七号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により八頭郡河原町長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年十月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十三年十月二十六日から

同 年十一月一日まで

鳥取縣告示第五百二十八号

岩美、氣高、東伯、西伯地方事務所管内において縣税検査章並びに縣税滞納者財産差押証票を次のように返納並

昭和二十三年十月十九日 火曜日
第千九百五十三号

びに交付した。

昭和二十三年十月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分	番号	返納 交付年月日	所屬 庁名	職名	氏名
縣税検査章	七二	昭和二十三年十月十一日交付	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	久林 寛吉

同	七三	同	同	同	桃 孝一
同	七四	同	同	同	河原 俊男
同	八一	同	同	同	石野 太郎
同	七五	同	同	同	田中 正泰
同	七六	同	東伯同	同	志田 肇
同	七七	同	同	同	小谷 榮
同	七八	同	同	同	坂西 泰正
同	七九	同	同	同	岡崎 清

